

重度化した場合の対応における（看取り）指針

特別養護老人ホーム 第二明光園

1. 基本的考え方

ご利用者が人生の終焉を迎えた時に、ご利用者及びご家族等の意向を尊重したケアを実施することで安らげる生活の場を提供し、身体的・精神的苦痛、苦悩を出来るだけ緩和し、残された余命を平穩に過ごしていただくため看取りを実施します。

2. 看取りの対象

- (1) ご利用者及びご家族が「看取り介護指針」の説明を受け、看取り介護について同意され「看取り介護同意書」を提出された場合
- (2) ご利用者の疾患の症状が進行し、あるいは障害や加齢により自然治癒力が著しく低下し、治療によりこれ以上生命の質を向上させる可能性が認められず、回復する見込みがないなど医師により終末期にあると診断された場合

3. 基本姿勢

- (1) 自己決定権を最大限に尊重します。
- (2) ご利用者のこれまで生きてきた歴史を尊重した上でケアを実践します。
- (3) 可能な限り身体的・精神的苦痛の緩和・軽減を図り、ご利用者とその人らしく過ごすことが出来るよう援助します。
- (4) 職員全員がケアプランに沿った一貫したケアに努めます。
- (5) 看取りケアの後は、遺族や友人(他のご利用者)が喪失感に苛まれないようグリーフケアに努めます。

4. 実施手順

- (1) ご利用者並びにご家族に対し、ご利用者の意思表示として「看取りについての事前確認書（リビングウイル）」を作成して頂きます。「看取りについての事前確認書（リビングウイル）」はご利用者の意向に沿って、何度でも書き換えることができます。
- (2) 医師により医学的に回復の見込みがないと判断された時点から看取りケアを開始します。その場合は、医師の診断に立ち会って頂き、看取りケア開始の同意を頂きます。
- (3) 看取り期においては、必要な場合を除き2週間ごとにカンファレンスを行い、ケアに携わる全職員が統一した認識を持ってケアプランを策定し、ご利用者並びにご家族に対し、十分な説明を行い、同意を得ます。また、必要に応じて適宜ケアプランの見直しや変更の際には、ご利用者またはご家族に対し説明し同意を得ます。
- (4) ご利用者がお亡くなりになり、看取りケアを終了した後は、デスカンファレンスを行い、今後の看取りケアに繋がります。

5. 実施にあたって

(1) 施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくために、可能な限り、住み慣れた居室で過ごして頂き、その人らしい人生を全うして頂くための環境整備に努めます。痰の吸引、呼吸器の管理、精神的な不安等で目が離せない場合には、静養室を提供することも検討します。また、ご家族の面会や宿泊等に対し、出来る範囲内での設備器具を提供します。

(2) 施設内の連携体制

看護職員のオンコール待機により、夜間の急変等に対応できる体制を整えます。

看取り介護の実施に当たっては、関わる全ての職員で情報の共有化を図り、協力体制を築きます。協力体制のもと、ご利用者の安らかな状態を保つように状態把握に努め、随時カンファレンスを行いながら、必要なケアを提供します。

(3) 疼痛コントロール

施設で提供できる医療体制には限界があります。疼痛コントロールが難しく、安心安楽な

看取り期が送れないと囑託医が判断した場合には、ホスピス等の医療機関を紹介する場合がございます。

(4) ケアに関わる以下の記録を整備します。

- ① 急変時に関する意思確認書（リビングウイル）
- ② 看取り開始の同意書
- ③ 医師の診療記録（カルテ）
- ④ 看取りケア計画書（ケアプラン）
- ⑤ 経過観察記録（ケース記録）
- ⑥ ケアカンファレンスの記録

(5) 職員教育

よりよいケアを行うため、死生観に関する教育・研修を定期的（年2回）に行い、看取りについての理解を深めることに努めます。

(6) 役割分担

- ① 管理者
 - ・総括
- ② 医師
 - ・診察
 - ・看取りケアへの移行段階の判断
 - ・家族への説明
 - ・緊急時や夜間帯の対応と指示
 - ・協力病院との連絡調整
 - ・死亡確認、死亡診断書等の作成
- ③ 施設職員
 - ・看取りケア計画書の作成
 - ・継続的な家族支援
 - ・緊急時のマニュアル作成と周知
 - ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
 - ・身体的、精神的な緩和ケア
 - ・状態観察と経過観察記録や臨終期記録への記載
 - ・カンファレンスへの参加と記録
 - ・死後のケアとしての家族支援と身辺整理

6. 看取りに関する理解

職員は以下の内容について自己研鑽に努めます。

- ① 看取りの理念
- ② 死生観
- ③ 看取りの時期に起こりうる変化と対応
- ④ 夜間及び緊急時の対応
- ⑤ チームケアの充実
- ⑥ 家族支援
- ⑦ 検討会

7. 医療費の自己負担

医療機関等に入院・通院した場合の医療費、薬代は自己負担となります。

附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。